

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例

許可申請及び届出の手引き

令和5年11月

川崎市

はじめに

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例（以下「本条例」又は「条例」という。）は、地域の環境管理に一義的責任を負う自己完結的な条例として、平成12年12月20日から施行されました。本条例は、工場及び事業場において遵守すべき基準、事業活動及び日常生活における環境の保全のための措置その他環境の保全上の支障を防止するために必要な事項を定めることにより、事業活動等による公害の防止及び環境への負荷の低減を図り、もって現在及び将来の市民の健康を保護するとともに、安全な生活環境を確保することを目的としています。

この手引きは、川崎市内に工場及び事業所を設置する、又は既に設置している場合の本条例に基づく手続きについて、その概要をまとめたものです。なお、本条例に基づく手続きのほか、環境法令（大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法等）の届出等の手続きが必要となる場合があります。

目 次

I	指定事業所に係る許可申請及び届出.....	1
1	許可申請に係る手続き	1
(1)	設置許可.....	2
(2)	変更許可.....	2
(3)	環境配慮書.....	3
2	届出の手続き	4
(1)	事前の届出.....	4
(2)	事後の届出.....	4
3	その他の手続き	9
(1)	環境負荷低減行動計画の策定.....	9
(2)	指定事業所の表示板の掲示.....	9
II	環境行動事業所認定制度	10
1	認定の基準	10
2	認定の申請	10
3	手続きの免除措置	11
4	環境行動事業所の表示板	11
III	許可申請書等の作成について	12
1	申請者（届出者）	12
2	記載方法	12
3	提出部数	12
4	受付時間	12

I 指定事業所に係る許可申請及び届出

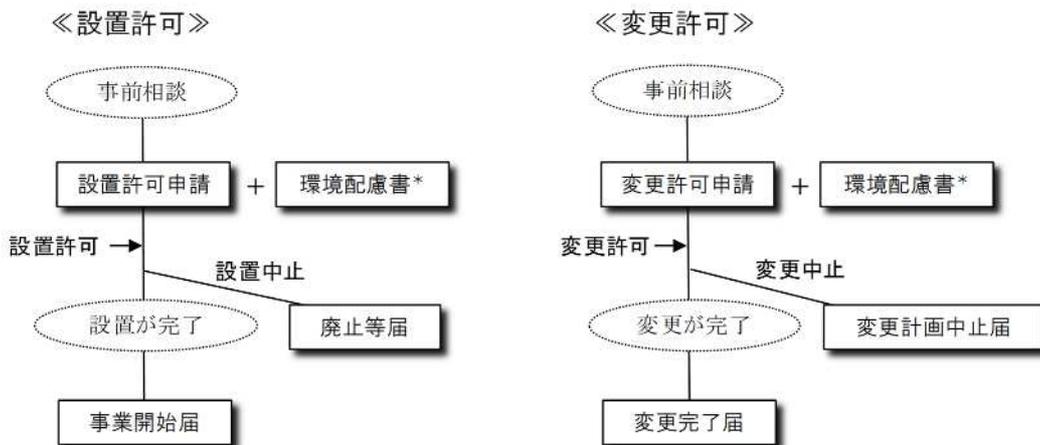
川崎市内に新たに指定事業所*を設置する場合や、既に許可を受けた指定事業所が当該許可に係る事項を変更する場合には、「許可申請に係る手続き」又は「届出の手続き」が必要となります。

* 指定事業所

大気汚染物質、粉じん、悪臭、排水、騒音又は振動を発生することにより、公害を生じさせるおそれのある事業所で、別表第1に定める指定施設（付録1参照）を設置している事業所

《 許可申請及び届出の概念図 》

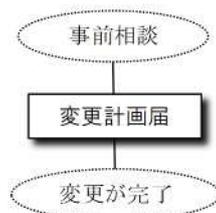
～ 許可申請に係る手続き ～



*一定の要件を満たす指定事業所に限る

～ 届出の手続き ～

《事前届出》



《事後届出》



1 許可申請に係る手続き

許可申請は事前の手続きとなっており、許可を受けるまでは設置又は変更することができません。許可申請書が受付されてから許可基準に適合しているか否かの判断がされるまでに要する標準処理期間は 35 日間です。ただし、申請書の記載に不備がある場合等はこの限りではありません。

(1) 設置許可

ア 設置許可申請

指定事業所を新設する場合等、次の事項に該当するときは、あらかじめ「**指定事業所設置許可申請書（第 1、2、3 号様式）**」により設置の許可を申請し、許可を受けなければなりません。（条例第 17 条）

- 指定事業所を新設する場合
- 現に設置されている事業所で、条例の許可を要さなかったものが、別表第 1 に掲げる指定施設を新たに設置しようとする場合
- 事業所の一部を譲り受け又は借り受けて、指定事業所として用いる場合

イ 事業開始の届出

設置許可を受け、当該許可に係る事業を開始したときは、その日から起算して 15 日以内に「**指定事業所事業開始届出書（第 6 号様式）**」により届け出てください。（条例第 21 条）

(2) 変更許可

ア 変更許可申請

指定事業所が、公害の防止上重要なものとして条例施行規則（以下「規則」という。）で定める変更をしようとするときは、あらかじめ「**指定事業所に係る変更許可申請書（第 7、8、9 号様式）**」により変更の許可を申請し、許可を受けなければなりません。（条例第 22 条第 1 項）

規則で定める変更は次のとおりです。

- 生コンクリートプラントを設置する指定事業所における自動車の出入口の位置の変更
- 指定作業を行う建物の設置、移設、除却又は規模若しくは構造の変更
- 指定作業の追加
- 指定施設の設置（形式、規模及び能力が同一である施設と交換して設置する場合を除く。）
- 炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業に用いられる貯蔵施設において保管する物質の変更（該当物質は付録 2 参照）
- 公害の防止のための装置の設置、構造の変更、使用方法の変更、使用の廃止又は除却
- 排煙指定物質、特定有害物質又は炭化水素系特定物質を含有する原材料、触媒その他消耗資材の新たな使用（該当物質は付録 2 参照）

イ 変更完了の届出

変更許可を受け、当該許可に係る変更が完了したときは、その日から起算して 15 日以内に「**指定事業所に係る変更完了届出書（第 10 号様式）**」により届け出てください。（条例第 22 条第 2 項）

ウ 変更計画中止の届出

変更許可を受けた後、当該許可に係る変更の計画を中止したときは、その日から起算して30日以内に「指定事業所に係る変更計画中止届出書（第11号様式）」により届け出てください。（条例第22条第3項）

(3) 環境配慮書

次に示す事項のいずれかに該当する指定事業所は、環境への負荷が大きいと想定されることから、設置又は変更許可申請時に、条例で定める環境配慮事項について記載した「指定事業所に係る環境配慮書（第17号様式）」を提出しなければなりません。（条例第30条）

- ◎ 常時使用する従業員が50人以上（規則第25条第1項第1号）
- ◎ 常時使用する従業員が50人未満で、建築物の床面積が3,000m²以上又は百貨店若しくはマーケットで店舗面積が1,000m²以上（し尿処理施設又はボイラー若しくは冷暖房施設のいずれかの指定施設のみを設置している指定事業所を除く）（規則第25条第1項第2号）
- ◎ 温暖化物質配慮特定事業所（燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり200リットル以上の指定施設又は焼却能力が1時間当たり625キログラム以上の廃棄物焼却炉を設置している指定事業所）（規則第25条第1項第3号）

条例で定める環境配慮事項及び環境配慮書の提出を要する指定事業所と提出すべき環境配慮事項の関係は次のとおりです。なお、環境配慮事項は、各号について定められた指針又は条例の規定に基づき、自らが環境への負荷の低減に配慮した内容を記載してください。

[環境配慮事項]

条例 第 三 十 条 第 一 項	1号	環境への負荷の低減に係る事項【第17号様式（付表1）】
	2号	化学物質の適正管理に係る事項【第17号様式（付表2）】
	3号	自動車排出ガスの排出の抑制等に係る事項【第17号様式（付表3）】
	4号	温暖化物質の排出の抑制等に係る事項【第17号様式（付表4）】
	5号	廃棄物の発生の抑制及び再生利用等に係る事項【第17号様式（付表5）】
	6号	環境の保全に係る組織体制の整備に係る事項【第17号様式（付表6）、組織図】
	7号	その他規則で定める事項（前1号～6号以外に自ら行った事項）（任意）

[環境配慮書の提出を要する指定事業所と提出すべき環境配慮事項の関係]

提出を要する指定事業所 (規則第25条第1項各号)		環境配慮事項 (条例第30条第1項各号)						
		1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号
1号	従業員50人以上	○	○	△	●	○	○	○
2号	従業員50人未満で3,000（又は1,000）m ² 以上	○	○	△	●	○	○	○
3号	温暖化物質配慮特定事業所	○	—	△	○	—	○	○

注1) ○は対象事項を示す

2) △は設置許可申請時又は平成12年12月20日以降の最初の変更許可申請時に限る（原則1回のみ提出）

3) ●は指定事業所が規則第25条第1項第1号又は第2号に該当し、かつ第3号にも該当する場合に限る

4) 変更許可申請に係る環境配慮書は当該変更に関して配慮した内容を記載すること。また、環境配慮事項の6号は既に届け出た内容を変更しているときに限り提出すること

〔環境配慮事項に係る指針等〕

条例第三十条第一項	1号	環境への負荷の低減に関する指針（平成22年川崎市告示第281号）
	2号	化学物質の適正管理に関する指針（平成12年川崎市告示第606号）
	3号	自動車排出ガスの排出抑制等に関する指針（平成14年川崎市告示第65号）
	4号	温暖化物質の排出抑制に関する指針（平成21年川崎市告示第147号）
	5号	川崎市廃棄物の処理及び再生利用等に関する条例（平成4年川崎市条例第51号）
	6号	環境の保全に係る組織体制の整備に関する指針（平成12年川崎市告示第604号）

2 届出の手続き

届出はその内容により事前又は事後の手続きとなり、それぞれに届出の期限が定められています。

(1) 事前の届出

次に示す変更をしようとするときは、変更の日の30日前までに「**指定事業所に係る変更計画届出書（第12号様式）**」により届け出なければなりません。なお、届出の内容が許可の基準に適合していると認められる場合に限り、変更の日までの期間を短縮することができます。（条例第23条）

- 指定事業所の敷地の境界線の変更
- 指定施設の構造の変更（規模又は能力の変更を伴う場合に限る。）
- 指定施設の配置の変更（指定事業所から発生する騒音又は振動が増大する場合に限る。）
- 指定施設の使用時間の変更（騒音又は振動についてより厳しい規制基準が適用されることとなる場合に限る。）
- 指定施設に係る燃料の追加及び種類又は使用量の変更
- 廃棄物焼却炉の焼却物の種類又は量の変更
- 煙突の構造の変更
- 排水の系統の変更
- 排水の排出先の変更（「**変更の事後届出**」に該当する場合を除く。）

(2) 事後の届出

ア 変更の事後届出

次に示す変更等を行ったときは、その日から起算して30日以内に「**指定事業所に係る変更届出書（第13号様式）**」により届け出てください。（条例第24条）

- 届出者の氏名、名称、住所、法人の代表者の氏名の変更
- 指定事業所の名称及び所在地の変更
- 指定事業所の業種の変更
- 指定作業の廃止*
- 指定施設の使用の廃止又は除却*
- 排水の排出先の変更（公共下水道であって終末処理場を設置する水路に接続した場合に限る。）

* 指定事業所そのものの廃止は「**ウ 廃止等の届出**」による届出となります。

イ 承継の届出

指定事業所の全部を譲り受け、又は借り受けたとき、あるいは相続又は合併があったときは、承継した者はその承継があった日から起算して30日以内に「**指定事業所に係る地位承継届出書（第14号様式）**」により届け出てください。なお、承継した者が法人の場合は、届出書に承継者の登記簿謄本（コピー可）を添付してください。（条例第25条）

ウ 廃止等の届出

指定事業所を廃止したとき、指定事業所に該当しなくなったとき及び設置許可後に指定事業所の設置を中止したときは、その日から起算して30日以内に「**指定事業所廃止等届出書（第15号様式）**」により届け出てください。（条例第26条）

エ 条例等の改正に伴う届出

条例又は規則の改正により新たに指定事業所となったときは、その日から起算して3月以内に「**指定事業所現況届出書（第16号様式）**」により届け出てください。（条例第29条）

表1（P.6）、表2（P.7）及び表3（P.8）は許可申請及び届出の手続きを一覧表としてまとめたものです。

ここに記載のある事項の他にも、状況に応じて届出等が必要となることがあります。また、条例に基づく手続きと同時に、他の環境法令に係る手続きが必要となる場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

表 1 (1) 指定事業所に係る許可申請及び届出一覧 (設置許可申請関係)

申請書等の名称 項目	指定事業所設置 許可申請書	指定事業所に係る 環境配慮書	指定事業所 事業開始届出書	指定事業所 廃止等届出書
様式	第 1, 2, 3 号様式	第 17 号様式	第 6 号様式	第 15 号様式
条例・規則 根拠条項	条例第 17 条 規則第 8 条	条例第 30 条 規則第 25～28 条	条例第 21 条 規則第 15 条	条例第 26 条 規則第 23 条
申請・届出 の事由	指定事業所を新設 する場合等	一定の条件に該当 する指定事業所が 設置又は変更許可 を申請するとき	設置許可を受けた 事業を開始したと き	指定事業所を廃止 したとき 設置許可後に設置 を中止したとき
申請・届出 の期限	設置前 (標準処理 期間 35 日間)	設置又は変更許可 申請と同時に提出	事業開始日から 15 日以内	廃止の日から 30 日以内
備考	許可を受ける前の 設置禁止			

表 1 (2) 指定事業所に係る許可申請及び届出一覧 (変更許可申請関係)

申請書等の名称 項目	指定事業所に係る 変更許可申請書	指定事業所に係る 環境配慮書	指定事業所に係る 変更完了届出書	指定事業所に係る 変更計画中止届出書
様式	第 7, 8, 9 号様式	第 17 号様式	第 10 号様式	第 11 号様式
条例・規則 根拠条項	条例第 22 条第 1 項 規則第 16 条	条例第 30 条 規則第 25～28 条	条例第 22 条第 2 項 規則第 17 条	条例第 22 条第 3 項 規則第 18 条
申請・届出 の事由	公害防止上重要な ものとして規則第 16 条第 1 項に規定 する変更をすると き	一定の条件に該当 する指定事業所が 設置又は変更許可 を申請するとき	変更許可を受けた 変更が完了したと き	変更許可を受けた 変更の計画を中止 したとき
申請・届出 の期限	変更前 (標準処理 期間 35 日間)	設置又は変更許可 申請と同時に提出	変更が完了した日 から 15 日以内	中止した日から 30 日以内
備考	許可を受ける前の 変更禁止 環境行動事業所は 変更許可に係る手 続き不要	変更許可時は当該 変更に関して配慮 した事項を記載 変更許可の場合に 提出不要の付表有		許可を受けた変更 に着手する前に計 画を中止したとき に限る

表2 指定事業所に係る届出一覧

申請書等の名称 項目	指定事業所に係る 変更計画届出書	指定事業所に係る 変更届出書	指定事業所に係る 地位承継届出書	指定事業所 現況届出書
様式	第12号様式	第13号様式	第14号様式	第16号様式
条例・規則 根拠条項	条例第23条 規則第19条	条例第24条 規則第20条	条例第25条 規則第22条	条例第29条 規則第24条
申請・届出 の事由	公害防止上比較的 重要なものとして 規則第19条に規 定する変更をする とき	次に示す変更等を行 ったとき 1 届出者の氏名、 名称、住所、法 人の代表者の氏 名の変更 2 指定事業所の名 称及び所在地の 変更 3 指定事業所の業 種の変更 4 指定作業の廃止 5 指定施設の使用 の廃止又は除却 6 排水の排出先の 変更（下水道に 接続する場合）	指定事業所の全部 を譲り受け、又は 借り受けたとき、 あるいは相続又は 合併があったとき 個人事業主だった ものが法人化した とき	条例又は規則の改 正により一の事業 所が指定事業所と なった際、現にそ の事業所を設置し ているとき
申請・届出 の期限	変更の日の30日 前まで	変更の日から30 日以内	承継の日から30 日以内	指定事業所となっ た日から3月以内
備考	環境行動事業所は 届出不要 期間短縮の規定あ り	環境行動事業所は 上記4～6の場合 は届出不要	承継者の登記簿謄 本（コピー可）を 添付	

※ 上記の他、指定事業所を廃止したときは「指定事業所廃止等届出書」（表1（1）に掲載）による届出が必要です。

※ 様式は川崎市ホームページからダウンロードできます。

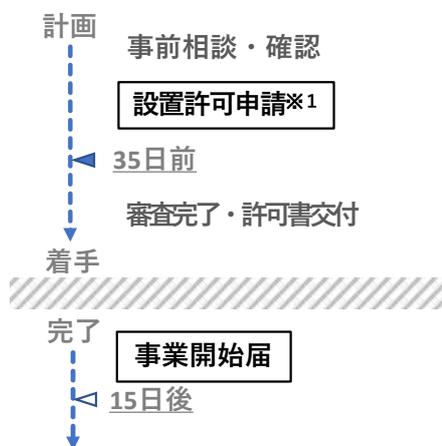
表3 申請・届出事由別一覧

申請・届出の事由	申請書等の名称	申請・届出の期限
<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業所を新設する場合 ・既設の事業所で条例の許可を要さなかったものが新たに指定施設を設置する場合 ・事業所の一部を譲り受け又は借り受けて、指定事業所として用いる場合 	指定事業所 設置許可申請書	設置する前 (標準処理期間 35 日)
<ul style="list-style-type: none"> ・設置許可を受け、その事業を開始したとき 	指定事業所 事業開始届出書	開始日から 15 日以内
<ul style="list-style-type: none"> ・生コンクリートプラントを設置する指定事業所における自動車の出入口の位置の変更 ・指定作業を行う建物の設置、移設、除却又は規模若しくは構造の変更 ・指定作業の追加 ・指定施設の設置* ・炭化水素系物質の受入れ、保管又は出荷の作業に用いられる貯蔵施設において保管する物質の変更 ・公害の防止のための装置の設置、構造の変更、使用方法の変更、使用の廃止又は除却 ・排煙指定物質、特定有害物質又は炭化水素系特定物質を含有する原材料、触媒その他消耗資材の新たな使用 	指定事業所に係る 変更許可申請書	変更する前 (標準処理期間 35 日)
<ul style="list-style-type: none"> ・変更許可を受け、その変更が完了したとき 	指定事業所に係る 変更完了届出書	完了日から 15 日以内
<ul style="list-style-type: none"> ・変更許可を受けた後、その変更を中止したとき 	指定事業所に係る 変更計画中止届出書	中止日から 30 日以内
<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業所の敷地の境界線の変更 ・指定施設の構造の変更* ・指定施設の配置の変更* ・指定施設の使用時間の変更* ・指定施設に係る燃料の追加及び種類又は使用量の変更 ・廃棄物焼却炉の焼却物の種類又は量の変更 ・煙突の構造の変更 ・排水の系統の変更 ・排水の排出先の変更* 	指定事業所に係る 変更計画届出書	変更日の 30 日前まで
<ul style="list-style-type: none"> ・届出者の氏名、名称、住所、法人の代表者の氏名の変更 ・指定事業所の名称及び所在地の変更 ・指定事業所の業種の変更 ・指定作業の廃止 ・指定施設の使用の廃止又は除却 ・排水の排出先の変更* 	指定事業所に係る 変更届出書	変更日から 30 日以内
<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業所の全部を譲り受け、又は借り受けたとき、あるいは相続又は合併があったとき ・個人事業主だったものが法人化したとき 	指定事業所に係る 地位承継届出書	承継日から 30 日以内
<ul style="list-style-type: none"> ・指定事業所を廃止したとき ・設置許可後に設置を中止したとき 	指定事業所 廃止等届出書	廃止日から 30 日以内
<ul style="list-style-type: none"> ・条例又は規則の改正により新たに指定事業所となったとき 	指定事業所 現況届出書	その日から 3 月以内

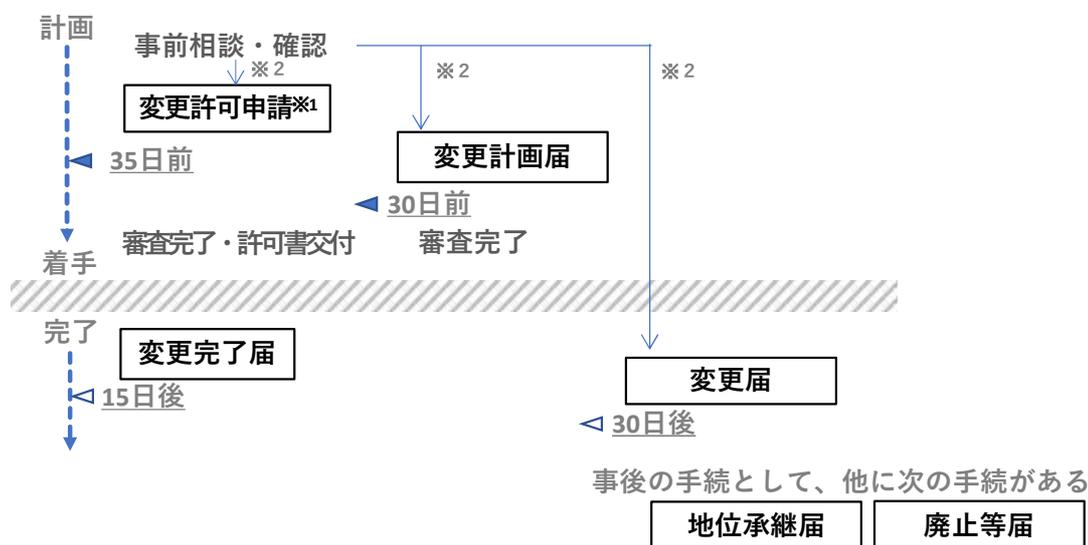
* 申請・届出が不要となる場合があります。詳細は本手引き P. 1 「I 指定事業所に係る許可申請及び届出」を確認してください。

表1（P. 6）、表2（P. 7）及び表3（P. 8）で一覧表にまとめた許可申請及び届出の手続きのうち、よくある手続きに係る着手・完了と申請・届出期日との関係や申請・届出事由を下記にまとめました。

1 新たに指定事業所を設置する場合



2 既に許可を受けた指定事業所が当該許可に関する事項を変更する場合



※1 事業所が一定規模以上の場合、あわせて環境配慮書の作成、提出も必要です。

※2 変更の内容によって必要な手続が異なります。
主な変更内容と手続の対応は次のとおりです。

変更項目	手続	変更許可申請	変更計画届	変更届
指定施設		設置	変更	廃止
公害防止装置		設置 変更 廃止		
その他の事項		特定有害物質等の新たな使用	排水系統の変更	代表者の変更
		貯蔵施設の保管物質変更		

設置許可申請、変更許可申請の手続にあたっては、公害の未然防止の徹底を図るため、各種様式類、添付資料を準備いただいております。必要となる様式類と添付書類の例を下記に示します。

様式類			添付書類の例
設置許可	変更許可	※1	
第1号様式	第7号様式	共通	申請内容の概要説明書
第2号様式	第8号様式	共通	事業所の位置及び周辺状況を示した図面 敷地内における建物の配置状況を示した図面 建物の図面（平面図等） 指定施設等の配置図 指定施設等の構造図（仕様書又はカタログ） 事業内容・作業工程図 指定施設等で使用する薬品リスト 商品名の場合は安全データシート 用排水収支バランス図
第3号様式	第9号様式	共通	
第3号様式付表1		大気 ※2	排気系ダクト図（平面図、立面図） 測定口の位置、高さ、サイズを明記（施設ごとに設置）
第3号様式付表2			煙突配置図、構造図等
第3号様式付表3			排出口のGLからの高さ、形状、内径、陣笠有無を明記
第3号様式付表4			ばい煙量等排出ガスの設計計算書等
第3号様式付表5			拡散計算書、排出ガス量等の計算書、窒素酸化物・硫黄酸化物・ばいじん・臭気等に係るメーカーの保証書
第3号様式付表6			公害防止対策施設機器の仕様書、資料
第3号様式付表7			散水装置、低NOxバーナー、集塵機、脱硫・脱硝・脱臭装置等 採用した技術及び根拠となるカタログ（↑※2）
第3号様式付表8	粉じん		
第3号様式付表9	悪臭		
第3号様式付表10	排水 ※3		排水系統図(平面図)
第3号様式付表11			排水処理施設の仕様書・図面等の資料
第3号様式付表12	地下浸透 ※4		地下浸透防止に係る図面 不透水性材質の床構造、物質の種類や性状により必要に応じて床面の表面が耐性のある材質で被覆されていること又は施設の下に地下浸透を防止できる材質の受皿等が設置されていることを示す資料及び防液堤、側溝、ためます等の資料（薬品置場、廃液置場も含む）
第3号様式付表13	騒音		発生源での騒音レベルの資料 敷地境界線までの距離を明記した図面 かなばかり図、断面図、材質、壁厚等の資料
第3号様式付表14	振動		基礎（床）断面図、防振材の資料（指定施設設置場所）

※1：「共通」と記載した様式は必ず提出するもので、

「大気」等公害の種類を記載した様式類は、その公害が発生する恐れがある場合に提出が必要なものです。

※2：施設、使用熱量によって必要な付表や添付書類が異なりますので、市にお問い合わせください。

※3：公共用水域に排水（雨水を含む）があり、かつ、申請対象の指定施設等に係る汚水が発生する場合に必要です。

※4：特定有害物質の使用がある場合に必要です。

3 その他の手続き

(1) 環境負荷低減行動計画の策定

環境配慮書を提出している指定事業所のうち、次のいずれかに該当する指定事業所は、環境への負荷の低減に向けた中期的な行動計画（環境負荷低減行動計画）を策定し、「環境負荷低減行動計画書（第26号様式）」により提出しなければなりません。（条例第73条）

- ◎ 年間使用熱量が 8.4×10^{10} キロジュール以上の指定事業所又は別表1の51の項に掲げる廃棄物焼却炉の焼却能力が1時間当たり5,000キログラム以上のものを設置する指定事業所
- ◎ 1日当たりの平均的な排水量が $1,000\text{m}^3$ 以上である指定事業所

該当する指定事業所には、計画書の作成に関する通知を送付しますので、所定の期日までに提出してください。

(2) 指定事業所の表示板の掲示

次に示す分類に係る指定事業所の許可を受けた場合、その指定事業所を設置しようとする場所の公衆の見やすいところに表示板を掲示しなければなりません。（条例第20条）

農業（もやし栽培農業に限る。）、製造業、電気業（発電所に限る。）、ガス業（ガス製造工場に限る。）、水道業（終末処理施設を設置するものに限る。）、情報通信業（新聞業及び出版業に限る。）、卸売・小売業（再生資源卸売業に限る。）、医療・福祉（保健衛生に限る。）、サービス業（他に分類されないもの）（一般廃棄物処理業（し尿処分業及びごみ処分業に限る。）、産業廃棄物処理業（産業廃棄物処分業及び特別管理産業廃棄物処分業に限る。）、死亡獣畜取扱業、自動車整備業、機械修理業（電気機械器具を除く）、電気機械器具修理業及びと畜場に限る。）

【表示板（記載例）】

[第5様式]

川崎市公害防止等生活環境の保全に関する条例指定事業所			
名	称	川崎産業株式会社 川崎工場	
所	在 地	川崎市〇〇区〇〇町〇〇番地	
許可年月日及び許可番号 (届出年月日及び届出番号)		〇年〇月〇日 第〇〇号	
業	種	一般機械器具製造業	
区	域	準工業地域	
連絡先	環境保全部 担当者	環境安全部 環境安全課	
	責任者	川崎 太郎	
	電話番号	(044) 000-0000 内線000	

- 注1) 大きさは縦35cm以上、横45cm以上とすること
- 2) 木材、金属その他の素材を用い、耐久性を持つように作成すること
- 3) 区域の欄には、都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域又は同条第3項に規定する市街化調整区域の区分（当該区分が定められていない場合には、その旨）を記載し、市街化区域にあっては、同法第8条第1項第1号に規定する用途地域を記載すること

II 環境行動事業所認定制度

ISO14001 の認証取得等により事業所の環境管理・監査の体制を確立し、それを実施し、かつ、その取り組みを自ら公表している指定事業所を、申請に基づき「環境行動事業所」として認定し、公表する制度です。認定を受けた事業所は、指定事業所に係る手続きの一部が免除されます。(条例第 32 条)

1 認定の基準

環境行動事業所の認定基準は次のとおりです。認定には全ての基準を満たしている必要があります。

- (1) 次のいずれかの条件を満たす環境マネジメントシステムを実施していること。
 - ◎ 公益財団法人日本適合性認定協会又は同協会と同等の外国の認定機関の認定を受けた環境マネジメントシステム審査登録機関（以下「審査登録機関」という。）に登録されていること。
 - ◎ 審査登録機関から登録に当たっての要求事項を満たしている環境マネジメントシステムであると証明されていること。
- (2) 環境マネジメントシステムを実施し、その取組の内容をまとめた「環境報告書」を作成し、広く一般に公表していること。
- (3) 環境への影響が重大な事故又は環境の保全に係る管理体制の重大な欠陥に起因したと認められる事故が過去 3 年間以内になかったこと。
- (4) 公害を除去するための措置が特に必要な指定事業所であると認められないこと。

2 認定の申請

環境行動事業所の認定申請に必要な書類は次のとおりです。

- ① 環境行動事業所認定申請書（第 18 号様式）
- ② 指定事業所の環境管理・監査の体制に係る組織図
- ③ 環境マネジメントシステムに係る登録証又は証明書の写し
- ④ 環境報告書（CSR レポート等）
- ⑤ 環境行動事業所認定に係る事故発生及び欠格事項確認書

環境行動事業所の認定期間は、ISO14001 の認証取得を認定基準の一つとしていることから、最長で 3 年間となります。

認定を継続するためには、認定期間が満了する前に再度認定申請を行う必要があります。再認定の申請にあたり、環境マネジメントシステムの最新の登録証等が交付されていない場合は、登録の手続きを行っていることを示す書類により手続きを進めることができます。最新の登録証等は交付され次第速やかに提出してください。

3 手続きの免除措置

環境行動事業所に認定された指定事業所は、以下の提出義務が免除されます。

- ◎ 変更許可申請に係る手続き（変更許可申請書、変更完了届出書、変更計画中止届出書、環境配慮書）
- ◎ 変更計画届出書
- ◎ 変更届出書（一部対象外）
- ◎ 環境負荷低減行動計画書

ただし、次に掲げる事項に変更があった場合は、変更の日から 30 日以内に「指定事業所に係る変更届出書（第 13 号様式）」又は「環境行動事業所に係る変更届出書（第 20 号様式）」により届け出てください。

「指定事業所に係る変更届出書」

- 届出者の氏名、名称、住所、法人の代表者の氏名
- 指定事業所の名称及び所在地
- 指定事業所の業種

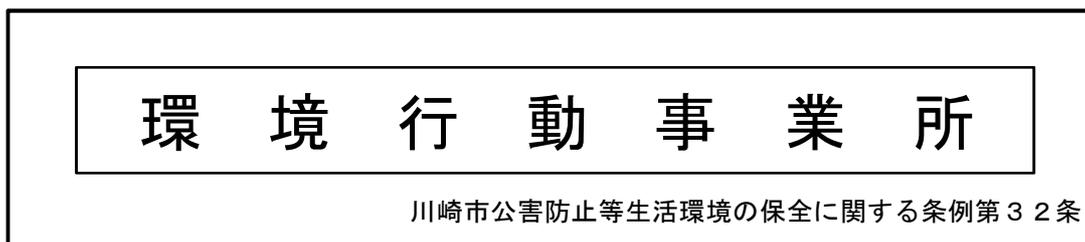
「環境行動事業所に係る変更届出書」

- 環境管理、監査の体制
- 環境の保全に関する方針
- 指定作業及び指定作業を行うために指定事業所に配置される施設の概要
- その他規則で定める事項（環境マネジメントシステムの登録又は証明に関する事項、環境の保全の取り組みに関する基本方針を達成するための行動目標、環境報告書の作成年月日）

4 環境行動事業所の表示板

環境行動事業所に認定された指定事業所は、環境行動事業所である旨の表示板を掲示することができます。

【表示板】



注 1) 大きさは縦 15 cm以上、横 45 cm以上とすること

2) 表示板は、木材、金属その他の素材を用い、耐久性を持つように作成すること

Ⅲ 許可申請書等の作成について

1 申請者（届出者）

申請者（届出者）は、法人の場合はその代表者です。但し、本市に工場等を設置している事業者であって、その工場等の公害の防止の責任等について、代表者から委任されている職位としての工場長等は、代表者からの委任状を要せずに申請者となることができます。

2 記載方法

図面や記載内容を強調する場合を除き原則黒インク（黒トナー）により記載し、鉛筆や消せるボールペンは使用しないでください。また、修正液は使用できません。

記載内容については、別添の記載例をご覧ください。
(令和3年度から押印が不要となりました。)

3 提出部数

書面で提出する場合、正本1部、副本（申請者控え。正本のコピー可）1部の計2部を提出してください。また令和5年4月以降、オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）を利用することで、書面でなく電子ファイルによる提出も可能になりました。

4 受付時間

- 土日祝日、年末年始（12月29日～1月3日）を除き、8時30分～12時、13時～17時に下記の窓口で受付を行っています。
- 来庁される場合は事前に来庁日時を環境対策推進課に御連絡ください。
- 郵送により提出いただくことも可能です。その場合は原本・副本の2部と返信用封筒（切手貼付）を同封してください。

手続の確認から提出・審査までの流れ

① 必要な手続の確認

- 伝えていただきたい事項
 - ◎事業所の所在地
 - ◎既に指定事業所か
 - ◎設置施設や変更の概要
 - ◎着手する時期
 - ◎担当者連絡先

- 連絡方法
 - ◎メール
 - ◎電話
 - ◎FAX
 - ◎窓口

② 様式や記載内容の確認

- 様式や記載する内容を
確認します。

- 連絡方法
 - ◎メール
 - ◎電話
 - ◎FAX
 - ◎窓口

③ 提出・審査

- 必要な書類が整い、
記載が完了したら提出します。
提出後の内容審査において、
書類の追加等を求める場合が
あります。
事前の手続については、
審査完了後に許可書等を
発出します。

- 提出方法
 - ◎郵送
 - ◎窓口
 - ◎オンライン（e-KAWASAKI）

問い合わせ先、申請窓口

川崎市環境局 環境対策部 環境対策推進課

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地 川崎市役所本庁舎20階

TEL 044(200)2506

FAX 044(200)3921

Eメール 30suisin@city.kawasaki.jp